日本交通勞働組合

本部 東京 青山南町 七丁目 貳番地

宣言

吾等勤勉なる勞働者が、其の人格を社會に認識せしむ可き時代が來た。吾等勞働者の額から迸る汗は總て國本を培ふ貴重なる榮養分ではないか、殊に吾等は交通勞働者である。鐵道、軌道、通信、船舶其他國家存立に重要なる交通機關は、總て吾等の手に依つて運用せられる、如何に多くの生產品が原野に山積せられても、吾等の力に依らねば多數の國民に供給する事は出來ぬ。如何に廉價の生產品が他國に在つても、吾等の力に依らねば自國の人々には三文の利益にもならない。即ち工場生產は縱の生產であり。交通生產は橫の生產である。既に歐米の交通勞働者は、其の大會で鐵道生產軌道生產の語を使用して居る。人間運輸は更らに之れよりも重要な役目である。吾等は文明と野蠻が人間運輸の完備如何に依つて決せられるのを見る。故に交通勞働者は文化の母である。若し世界から交通機關を取り除けば、必らずや世界は太古に復るで[illegible]らう。故に交通勞働者は國際的使命を帶びて居る。斯くの如き吾等の任務は何人も之れを否定しない。然るに舊來の陋習は獨り吾等の人格と生活の向上を認容しないのは何故であるか、吾等が生活の實際を見ると、技術の熟練、業務の危險、服務時間の不定は、勞働者中の首位を占めて居る、而かも受くる所の待遇は、仰いで父母を養ふ得ず、俯して妻子を育むを得ない。即ち吾等の運動は精神的にも物質的にも、社會の一員として有ゆる機會の均等を要求するに在る。然れども勞働者一人の力は云ふに足りない。唯團結の力のみ能く之れを達し得られる。交通勞働者自覺せよ、而して團結せよ、平穩且公明の手段を以て、吾等の手に依つてのみ吾等の生活を改善せねばならぬ。

大正八年十月

日本交通勞働組合

綱領

一、交通勞働者ノ權威ヲ天下ニ宣シ大ニ同志ノ奮起ヲ促スヘシ

二、團結ノ力ニ依リテ平穩且ツ公明ノ手段ヲ以テ自己ノ生活ヲ改善スヘシ

三、互助ノ精神ヲ振興シ友愛ノ實ヲ擧クヘシ

日本交通勞働組合規則

一、總則

第一條　本組合ヲ日本交通勞働組合ト稱ス

第二條　本組合ハ各種ノ交通機關及其ノ製造工場ニ從事スル男女勞働者ヲ以テ之レヲ組織ス

第三條　本組合ハ組合員共同ノ力ニ依リテ其生活ヲ改善シ精神及物質上社會ノ一員タルニ必要ナル資格ヲ備フルヲ以テ目的トス

第四條　本組合ノ本部ハ之レヲ東京ニ置キ支部ヲ各地ニ置ク

第五條　組合員ハ毎月一定ノ組合費ヲ徵收シ之レヲ組合ノ經常費ニ充ツ別ニ毎月一定ノ積立金ヲ徵收シテ之レヲ組合ノ基金トナス但シ寄附金ノ處分ニ就テハ其都度之レヲ定ム

第六條　組合員ヲ別チテ正組合員及贊助員ノ二種トス

二、役員

第七條　本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

組合長	一名	副組合長	二名
理事長	一名	理事	若干名
代議員	若干名	會計部長	一名

協調會 丁 第 号

ウラニアリ